

室蘭市で実施している事業②

お問い合わせ先：高齢福祉課福祉総務係（☎25-2872）

高齢者住宅改修補助事業

- 内容：自宅で手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う場合、所得に応じて改修費（上限額：15万円）の7割～9割を助成します。
 - 対象：65歳以上（75歳以上の人を優先して受け付けます）
- ※工事前に高齢福祉課福祉総務係へご連絡ください。

緊急情報記録票

- 内容：かかりつけ医や緊急連絡先を記入した用紙を冷蔵庫に貼っておき、救急搬送が必要な場合に、救急隊が救命活動に活用します。
- 対象：原則65歳以上の人

鍵の預かり先登録

- 内容：鍵を預けている方を事前に登録しておき、安否確認や救急搬送が必要な場合に対応します。
- 対象：原則65歳以上の人

単身老人福祉住宅（舟見町）

- 内容：健康で日常生活に支障がなく、住宅に困窮している方が入居するアパートです。
- 対象：60歳以上で一人暮らしの人

高齢者外出支援事業

- 内容：社会参加の促進や閉じこもりの防止などを目的に道南バスが発売する「ふれあいパス」購入費より500円を助成します。また、「ワンコインパス」は市内間の1乗車区間の運賃を100円に助成します。
 - 対象：室蘭市内に在住の満70歳以上自動車運転免許を自主返納する方は、初回購入する「ふれあいパス」購入代金（1ヶ月分4,580円）又は、「ワンコインパス」の購入代金3,000円（4月～6月は1年間分、7月以降は半年分）のどちらか一方を助成します。
- ※制度に関するお問い合わせ先は高齢福祉課福祉総務係：電話25-2872
購入に関するお問い合わせ先は道南バス(株)：電話45-2131
運転免許証の自主返納に関するお問い合わせ先は室蘭警察署：電話46-0110

介護マーク

- 内容：外出先で介護をする際、トイレ介助や下着の購入など、周囲からの誤解を招くことのないよう、「介護中」マークのベスト、及びプレートを貸出します。

ごみ等の戸別収集

- 内容：家庭から排出されるごみを、所定のごみステーションに搬出することが困難な高齢者や障がい者に対し、自宅の玄関先等へ収集にうかがいます。
- 対象：ごみステーションへの搬出が困難で下記の条件に該当する、市内に居住するひとり暮らしの人、又は同居の家族や周囲の人から、ごみの搬出支援を受けることが困難な人。
 - ・総合事業対象者、介護認定又は障害者支援区分の認定を受けている人。

社会福祉協議会で実施している事業（東町2丁目3番3号 ☎83-5031）



車いすの貸出し(無料)

- 内容：車いすを最大4か月貸出します。
- 対象：一時的に車いすを必要とする人(ケガ・旅行など)

尿とりパッドなどの支給(無料)

- 内容：尿とりパッドまたは紙おむつや清拭布を支給します。
 - 対象：要介護4以上の在宅者で、市の家族介護用品助成を受けていない人
- ※清拭布は要介護認定に関わらず在宅・施設入所等で必要な人へ支給します。

布団乾燥サービス(無料)

- 内容：布団の洗濯や乾燥を行います。
- 対象：要介護4以上の寝たきりの人(65歳以上)、体幹・下肢障害2級以上の寝たきりの人

自動消火器・火災警報器設置助成(無料)

- 内容：対象者が在宅する世帯の自動消火器等の設置を助成します。
- 対象：要介護4以上の寝たきりの人(65歳以上)、体幹・下肢・視覚障害1級、聴覚障害2級の人、要介護1以上のひとり暮らしの人(65歳以上)

介護支援ボランティア

- 内容：介護施設・高齢者宅等でのボランティア活動を通して、健康づくりに役立つ事業です。活動時間に応じて換金できるポイントが付与されます。
- 対象：65歳以上の室蘭市民(要支援・要介護認定者・総合事業対象者は除く)

成年後見支援センター (専用電話：83-5062)

- 内容：専門相談員が成年後見制度に関する説明や利用手続き等についての相談を受けます。また、成年後見制度の普及や啓発を目的に出前講座も行います。
- ※成年後見制度とは…認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が日常生活を過ごす上で不利益を被らないよう、その人の権利や財産を守るため家庭裁判所が後見人等を選任し支援する制度です。